

田辺労働基準監督署 通信

2021年 1・2月号

迎春

Contents

- 新年のご挨拶
- 「年末年始無災害運動 わかやま」の取組
- 労働災害発生状況
- ご存じですか？ 令和3年4月から、中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用されます
- 新型コロナウイルス感染症対応のための支援策を延長します！
- 治療と仕事の両立支援 オンライン地域セミナーの開催について
- 職場のハラスメント特別相談窓口の開設について

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は、労働災害防止対策の徹底、労働者の健康確保の推進並びに長時間労働の抑制等の取組も含めた労働環境の改善確保について、御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当署管内では、昨年、休業4日以上労働災害の発生件数は前年同期に比べて減少を見ましたが、残念なことに、2件の死亡災害が発生いたしました（令和2年12月18日時点）。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、管内の多くの事業者・労働者の皆様におかれては、経済的損失をはじめ、大きな影を落とした一年でもありました。

まだ先が見えない状況ではありますが、労働環境の向上、中小企業等への支援策等の情報発信、労災保険の適正給付など、引き続き努めてまいりますので、本年もよろしくお願い申し上げます。

「年末年始無災害運動 わかやま」の取組

例年、年末年始の時期に無災害運動を展開しています。今年も、令和2年12月1日から令和3年1月15日までの間を運動期間とし、「**年末年始無災害運動 わかやま**」を展開し、各方面に労働災害防止の啓発を行いました。

主な取組

- ◆ 死亡災害で半数以上を占める建設業に対して、令和2年12月1日から12月28日までの間、労働基準監督署では、「年末建設業一斉監督」としてパトロールを集中的に実施して、不安全な現場に対して改善指導を行いました。
- ◆ 和歌山県と協力して、2回あたり、田辺署管内の林業現場に対してパトロールを実施しました。
- ◆ 和歌山県、災防団体、管内の森林組合との安全衛生協議会を開催するとともに、現場パトロールを実施しました。
- ◆ 前年に比べて労働災害が大幅に増加している保健衛生業については、管内の社会福祉施設約70事業場に対して、安全衛生に関する自主点検を要請するとともに、点検結果について回答を依頼したところ、約7割の事業場から点検結果の回答がありました。

田辺労働基準監督署管内 労働災害発生状況

	令和元年 (累計)	令和2年 (累計)	前年比 (%)
製造業	24	29	5 (20.8%)
鉱業	0	1	1 (100.0%)
建設業	23	21	-2 (-8.7%)
運輸交通業	10	7	-3 (-30.0%)
農林水産業	39	28	-11 (-28.2%)
畜産・水産	2	2	0 (100.0%)
商業	21	12	-9 (-42.9%)
金融広告業	0	0	0 (0.0%)
通信業	0	2	2 (100.0%)
保健衛生業	13	21	8 (61.5%)
接客娯楽業	16	19	3 (18.8%)
清掃・と畜	9	3	-6 (-66.7%)
その他の事業	6	6	0 (0.0%)
合計	163	151	-12 (-7.4%)

(R2. 11月末速報)

令和2年11月末の速報によると、建設業、農林業、運輸交通業、農林水産業、商業で労働災害が減少しているものの、建設業のうち、土木工事業では増加に転じています。10月には林業で、11月には土木工事業で各1件の死亡災害が発生しました。全産業では前年同期比で△12件(△7.4%)となっておりますが、9月末時点に比べて減少率が11.7ポイント引き下がりました。

ご存じですか？令和3年4月から、中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用されます

本年4月から中小企業の皆さまにも、いわゆる「同一労働同一賃金」（非正規労働者への不合理な待遇差の禁止）が適用されます。

具体的には、●同じ企業の中で、正社員と非正社員との間で、賃金などの待遇に不合理な差をつけることが禁止され、●非正社員から尋ねられたら、待遇差の内容や理由を説明することが必要となります。

厚生労働省では、「取組手順書」などを作成したり、「キャリアアップ助成金」制度を設けて、企業での導入の後押しをしています。

また、下記のとおり、「働き方改革」を促進するための説明会を開催いたします。

会 場：和歌山県立情報交流センター Big-U 研修室2
(田辺市新庄町3353-9)

日 時：2021年1月20日(水) 14:00～

対象者：労働者を雇用する事業主又は担当者の方

定 員：40名

【プログラム】(予定)

★長時間労働の抑制など改正労働基準法について

★同一労働同一賃金について

★労働災害防止対策について



参加費
無料

お申込みは田辺労働基準監督署
監督課 (☎ 0739-22-4694) まで

新型コロナウイルス感染症対応のための 支援策を延長します！

2020年12月末に期限を迎える予定であった雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、**令和3年2月末まで延長**します。

また、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通学する子どもの保護者に対して、有給の休暇（労働基準法上の有給休暇を除く）を取得させた事業主に給付する**小学校休業等対応助成金**についても、**令和3年2月末まで延長**します。

治療と仕事の両立支援 オンライン地域セミナーの開催について

近畿エリア

令和3年2月3日(水) 13:30～

令和2年度 治療と仕事の両立支援シンポジウム

治療と仕事の
両立に向けた職場づくり

参加
無料



第一部
13:30～
15:00

パネルディスカッション
近畿エリアの事業者や人事労務担当者による事例発表・ディスカッションをライブで配信

お問い合わせは、
ポータルサイト「治療と仕事の
両立ナビ」まで

治療 両立ナビ **検索**

第二部
15:30～
17:00

オンライングループワーク
模擬事例を用いて参加者同士の意見交換を行い、具体的な取組について考える



オンライングループワークの参加申込期限は令和3年1月20日(水)まで

職場のハラスメント特別相談窓口の開設について

職場の

ハラスメント特別相談窓口

開設期間：令和2年12月1日(火)～令和3年3月31日(水)

和歌山労働局 職場のハラスメント特別相談窓口

【電話相談】 073-488-1170
【来局相談】 和歌山市黒田二丁目3番3号
和歌山労働総合庁舎4階 雇用環境・均等室

【受付時間】 8時30分～17時15分(年末年始、土日祝除く)
※丁寧な相談対応を心がけています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

職場におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントの相談を受け付けています！

相談
無料

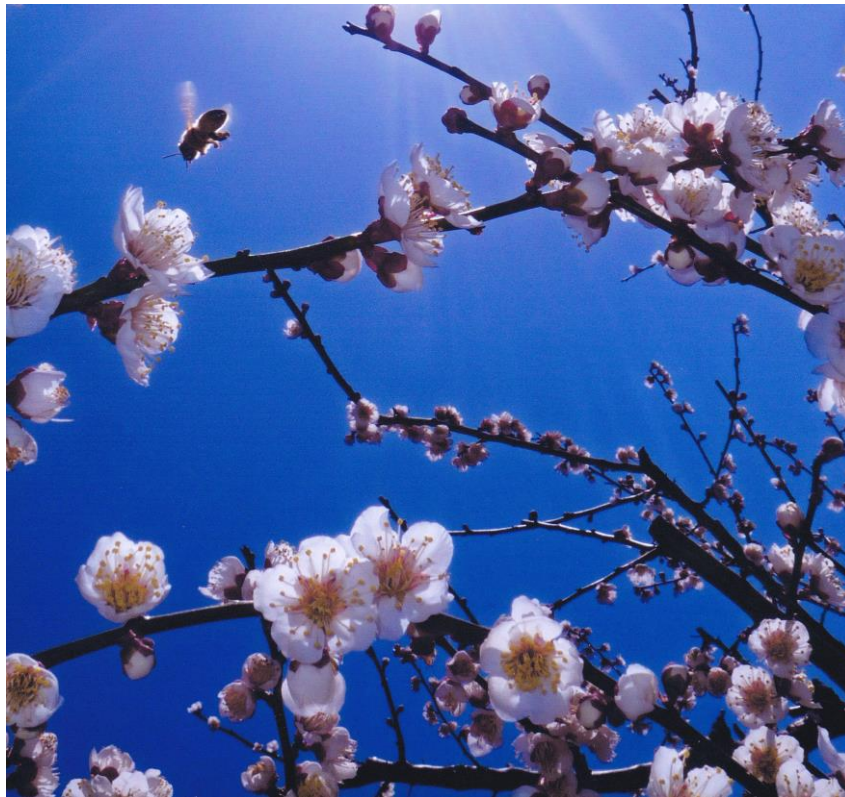
匿名
可能

電話相談
可能

プライバシー
厳守

田辺労働基準監督署 通信

2021年 3・4月号



Contents

- **新型コロナウイルス感染拡大防止のために**
 - ※「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を全国の都道府県労働局に設置しました
 - ※職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！
- **特定最低賃金が改定されました！**
- **労働災害発生状況**
- **電離放射線障害防止規則が改正されます！**

新型コロナウイルス感染拡大防止のために

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

「職場における新型コロナウイルス感染 拡大防止対策相談コーナー」を 全国の都道府県労働局に設置しました ～職場の感染防止対策を徹底しましょう～

厚生労働省では、都道府県労働局（47箇所）に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置しました。

職場における新型コロナウイルス感染症対策に関する事業主と労働者の皆さまからのご相談などに対応いたします。

職場における感染防止対策について、
ご質問やご不明な点などがありましたら、
最寄りの都道府県労働局の相談
コーナーにご相談ください。

**受付
時間** 平日（月～金曜日）
午前 8:30～午後 5:15



北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら

＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞

0120-60-3999



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できていれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

① すべての確認事項に☑がつかない場合

- リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～」を確認しましょう！に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

② すべての確認事項に☑がついた場合

- 厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
■取組の5つのポイントは感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

■厚生労働省では、職場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
■職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

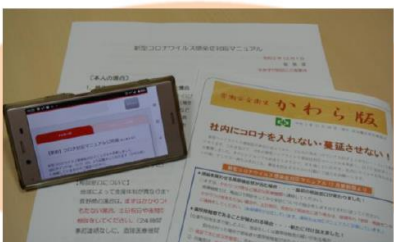
リーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



サーマルシステムの導入（社会福祉法人）

- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
- ①感染リスクのある社員の自宅待機
- ②濃厚接触者の把握
- ③消毒
- ④関係先への通知など

手順全文は（独）労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援センターホームページからダウンロード可能です。



○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対して、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

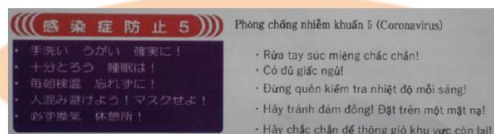
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

特定最低賃金が改定されました！

特定最低賃金	時間額	効力発生日	適用される労働者の範囲
和歌山県 鉄鋼業最低賃金	949 円	R2. 12. 30	和歌山県の区域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者
和歌山県 百貨店、総合 スーパー 最低賃金	851 円	R3. 2. 11	和歌山県の区域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

※次に該当する者については、特定最低賃金の適用が除外され和歌山県最低賃金（時間額831円）のみが適用されます。

- ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能実習中のもの
③清掃又は片付けの業務（鉄鋼業においてはさらに、賄いの業務）に主として従事する者

詳しくは、和歌山労働局賃金室（☎073-488-1152）又は田辺労働基準監督署監督課（☎0739-22-4694）まで

田辺労働基準監督署管内 労働災害発生状況

	令和元年 （累計）	令和2年 （累計）	前年比 （％）
製造業	29	34	5（17.2%）
鉱業	0	1	1（100.0%）
建設業	27	24	-3（-11.1%）
運輸交通業	13	10	-3（-23.1%）
農林水産業	40	29	-11（-27.5%）
畜産・水産	2	2	0（100.0%）
商業	26	14	-12（-46.2%）
金融広告業	0	0	0（0.0%）
通信業	0	2	2（100.0%）
保健衛生業	20	27	7（35.0%）
接客娯楽業	17	22	5（29.4%）
清掃・と畜	10	5	-5（-50.0%）
その他の事業	7	6	-1（-14.3%）
合計	191	176	-15（-7.9%）

（R3. 1月末速報）

令和3年1月末の速報によると、令和2年は製造業、保健衛生業、接客娯楽業では前年比よりも増加していますが、**全産業では前年同期比で△15件（△8.5%）**となっており、11月末時点に比べて減少率が1.1ポイント引き上がりました。令和3年の発生状況（1月速報）をみますと、製造業、農業、林業、旅館業、清掃・と畜業で各1件ずつ発生しています。

令和3年4月
1日施行

電離放射線障害防止規則が改正されます！

厚生労働省では、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」と「電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」を改正し、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

今回の改正内容	
1	放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ (電離則第5条)
2	線量の測定および算定方法の一部変更 (電離則第8条・告示第3条)
3	線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加 (電離則第9条)
4	電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更 (電離則様式第2号)
5	上記1に関する経過措置 (改正電離則附則)

詳しくは、田辺労働基準監督署安全衛生課（☎0739-22-4694）まで